

統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会（第1回）議事録

1 日 時 平成19年6月18日（月） 16時00分から17時50分

2 場 所 総務省統計局 6階特別会議室

3 出席者

構成員：竹内啓座長、吉澤正座長代理、今泉典彦委員、大橋豊彦委員、高橋伸子委員、土屋隆裕委員、舟岡史雄委員

総務省：川崎茂統計局長、高橋正樹統計調査部長、田口和也総務課長、飯島信也調査企画課長

4 議 題

- (1) 懇談会の運営について
- (2) 懇談会における検討事項及びスケジュール
- (3) その他

5 配布資料

- (1) 「統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会」の開催について
- (2) 「統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会」運営要領（案）
- (3) 統計局所管統計調査の民間開放に向けた検討の進め方について
- (4) 懇談会における検討スケジュールについて

参考

- (1) 統計調査の民間開放に関する経緯
- (2) 統計局所管指定統計に関する現状
- (3) 規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（抄）
- (4) 総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画
- (5) 公共サービス改革基本方針（改定）（抄）
- (6) 「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」報告（概要）

- (7) 統計調査の民間委託に係るガイドライン
- (8) 所管指定統計調査の民間開放に向けた取組について
- (9) 平成 20 年住宅・土地統計調査試験調査関係資料
- (10) サービス産業動向調査（仮称）関係資料
- (11) 平成 19 年度に実施する周期調査の取組状況について
- (12) 科学技術研究調査の民間開放の実施に伴う実績評価について

6 議事録

（開会、構成員あいさつ及び総務省側の紹介）

飯島課長 懇談会の開催に当たりまして、統計局長からごあいさつ申し上げます。

川崎局長 本日は各委員の先生方、大変ご多忙の中、この会議にご出席いただきましてありがとうございます。今年度のこの会議、多分 4～5 回くらいは開催させていただくことになると思います。各先生方のご都合を伺いますと本当にお忙しい方々であることを承知の上でございますが、お忙しい中にもかかわらず、この会議へのご出席をお引き受けいただきまして、ありがたく思っているところでございます。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

この会議は、統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会ということで開催しておりますが、先ほど来、何名かの先生方からのあいさつがございましたとおり、「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」ということで、今年 4 月までの約 1 年間をかけまして、民間開放の問題を検討してまいりました。そして、この 4 月に報告書が出されたところでございます。おかげさまで政府の重要課題であります民間開放について、これまで初めての経験で手探り状態で進めてきていたわけですが、かなり問題が見えてきて、また、どのような取り組みをしていけばいいのか、また、どこが進めていきやすい面で、どこが気をつけなければいけない分野か、そういったことがだんだんと明らかになってきていると思っております。

そういう意味で、今年はその 2 年目ということである意味、昨年の研究会の継続という面もございますけれども、そのままの継続というよりも一部の先生には継続をお願いし、新たに何名かの先生にお入りをお願いをいたしまして、また、新しい観点からもご検討いただこうということで、今回のメンバーの先生方をお願いをしたということでございます。継続の先生方には昨年度の研究会は年間 10 数回開いておりまして、大変なご負担であったと思っております。本当にその節はありがとうございます。また、新たにお入りいただいた先生方にもご多忙の中にもかかわらずご快諾いただいたことを本当にありがたく思っております。

今年度の研究会の目的でございますが、資料1にもございますけれども、検討事項が大きく2つございます、この資料に沿っての説明は後ほどあるかとは思いますが、私なりにとらえますと1つは関係方面のご理解をいただくこと、ご支援をいただくことというのが一つの大きな柱ではないかと思っております。

特に統計調査を行う場合には、一義的にはまず正確な情報を得ることが何よりも鍵ですので、そうなりますとやはりまずは国民の方々にきちんと理解していただくということが大切と考えます。そのためには国民と接する調査員の方、また、それを指導している地方公共団体の方が中心ということでございますが、それがこれから民間になっていく場合にどうであろうかということでございます。また、そういう意味では事業者の方々のご理解も大切でございますが、さらに言えば統計の利用者の方々のご理解も大切であろうと思います。そういう各方面の方々に、こういう民間開放の取組みについてご理解をいただき、また、それが統計にどのような影響があるかということも含めてご意見をいただいて、この仕事を円滑に進めていくのが私どもの一つの課題であると思っております。

もう一つの課題といたしましては、既に科学技術研究調査という私ども統計局の調査でございまして、民間開放を今年の春にやっておりますけれども、こういったものがどのように進むか。また、この後、今年度は秋口に就業構造基本調査という調査で、既に地方のレベルでの民間開放をやるということになっております。これも初めての試みでございますが、これが進められていった場合において、ただ進めるのではなく、その課題を評価しながら、留意点は何か、どうやれば円滑に進められるのか、また、もし問題があるとすれば、どのように是正していったらいいか、そのような評価や検証をしていく作業が必要であろうというふうに思っております。

そのような2つの観点から、今回のこの懇談会でいろいろな検討を行っていただければと考えているところでございます。

統計と申しますと、どうしても最後は利用者の観点が大事になってくると思います。利用者に信頼していただける結果を出せないと、これはただの数字ということで役に立たないということだと思います。また、そのためにも調査に協力して下さる回答者の方々に安心して回答していただける環境、信頼していただける環境をどう創設するかというのが大きな課題であると思います。そのような信頼を醸成し、また、正しい結果を作成していくのは当然の課題ではございますが、その中で私どもも効率性を求めていかなければならないということで、この民間開放という手法が重視されているということございまして、これらの両方のバランスを上

手にとりながら、よりよい統計づくりに生かしていきたいというのが私どもの気持ちでございます。

実は、統計づくりといえますと、少しわき道にそれますが、もの造りの話とつい頭の中で表裏一体で考えるところですが、しばらく前にベストセラーリストの中に入った本で、東大の藤本隆宏先生がお書きになった『日本のもの造り哲学』という本がございます。そこに書いてあることを見て、私は統計と共通する点も多いなというふうに思っております。その中で、たしか日本の製造業がすり合わせ型とモジュール型、どちらかというすり合わせ型が多いというようなことが書いてあり、自動車産業などがまさにその典型であるということで、どれぐらい仕事がモジュールに分割できて、いろいろなところに分担してやっていただけるかという議論があるわけですが、統計の仕事もよく考えてみると恐らくすり合わせ型でありまして、どこを分割していけばいいかというのが非常に難しい業務ではないかと思えます。

そういう中でも切り出しやすい、あるいは切り出してどこかにお任せしても、ある程度信頼してよい結果が出る業務、そういうものは何なのだろうかということ、これから引き続き私どもとしても、こういう検討の中で考えていかなければいけないと考えております。そういうことで、この民間開放への対応につきましては、なかなかまだ答えは1つではないところで答えを探そうとしているということであると思っております。

そのような意味で、ぜひ各委員の先生方には忌憚のないご意見を幅広い観点からいただきまして、私どものこの民間開放への取り組みがより実り多い、また、信頼されるものとなりますように、ぜひ幅広いお知恵をいただければと思っております。これから何度かの会議でいろいろご多忙なところ、ご負担をおかけすることになると思われ、大変恐縮でございますが、どうぞ、これからの会議をよろしくお願い申し上げます。

飯島課長 それでは、この懇談会でございますけれども、座長を置いて、座長は構成員の互選ということになっております。どなたか座長のご推薦がありましたらお願いいたします。

大橋委員 統計調査の市場化あるいは民間開放について、まことにご造詣の深い竹内先生にお願いしてはいかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

飯島課長 それでは、竹内委員に座長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。恐縮ですが、席を移動していただきまして、以後の進行は竹内座長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

竹内座長 座長に選出いただきましたということで、余計なごあいさつはやめにして、早速、

今日の議題に入らせていただきます。

本日の議題の第1は、「懇談会の運営について」ということですので、資料1及び資料2について、事務局からご説明をお願いいたします。

飯島課長 まず、資料1はこの懇談会の開催についてでして、既に各委員の先生方にはご覧いただいているものと思います。6月15日、先週金曜日に公表いたしまして、当日付で統計局のホームページに掲載をしているところがございます。内容は先ほどの局長のあいさつにもありましたので割愛させていただきますが、大きく検討事項としては2つ、資料に書いてあるような事項がございます。開催は、年度内3月頃までということにさせていただきます。

資料2でございますが、統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会の運営要領ということで、事務局で案をまとめまして、提示をさせていただいているものでございます。

1番は座長、これは懇談会を主宰するということでございます。

2番は、懇談会に座長代理を置くことができ、座長代理は、座長が懇談会の構成員から指名するということでございます。

3番は、座長代理は座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を代行していただくということでございます。

4番は、関係者の出席ということで、座長が必要があると認めた場合には、関係者にこの懇談会への出席を求めて意見を聞くことができるということでございます。

5番は、議事の公開ということで、この懇談会の会議自体は公開いたしません、配布する資料につきましては懇談会終了後、公表するという、終了後に統計局のホームページにも掲載をすることを想定しております。懇談会における議事の概要でございますけれども、要約ペーパーについて事務局で速やかに取りまとめてホームページで公開をするということでございます。さらに詳細な議事録につきましては構成員の方々の了解を得た上で、取りまとめが終わった段階でホームページに公開するというところでどうかということですが、

それから6番から8番はワーキンググループと書いてございますが、座長が必要があると認めるときはワーキンググループを置くことができるということで、メンバーは座長が指名する者で構成され、また、必要な事項は座長が定めるということでございます。

最後に9番はその他として、懇談会の運営その他、懇談会に関し、必要な事項は座長が定めると。このような形で運営要領をまとめたらどうかということで、事務局で案を作成したものでございます。

以上でございます。

竹内座長 ということですが、資料1は決まっていることですが、資料2は運営要領(案)とありますので、ここで決めるということになっていますが、何かご意見はございますか。

初めに1つ伺いたいんですが、この前は研究会となっていましたね。今回は懇談会になっていますね。研究会と懇談会、どう違うんですか。

飯島課長 明確な区別というのはございません。

竹内座長 それが気になったのは、とにかく昨年度の研究会は何回も開催して、皆、おいでいただいたわけですが、その中で懇談会という非公式の会合があったものですから、伺いしたかった次第です。

川崎局長 必ずしも差はないと考えておりますが、少し衣替えをして始めたいというのが一つの気持ちと、それから、もう一つは前回の研究会とは違い、今回はどちらかという自由にご意見を言うていただけるような場ということで、研究会というよりももう少し色々な観点からご意見をいただく場という趣旨を強調する意味で、懇談会と言わせていただいております。ただ、いただいた議論の扱いということについては、これによって今までの研究会と何も変わるものではございません。

竹内座長 そういう意味で懇談会ということであれば、懇談会としての意見をまとめた報告書は作らなくてもいいということになるわけですか。

川崎局長 前回ほどのものを作ることは想定しておりませんが、おのずと議論の中で蓄積される資料はどこかでまとめた冊子にするということになると思います。前回のように報告書を一言一句ご審議いただくようなプロセスは、必ずしも想定しておりません。

竹内座長 わかりました。ということであれば、昨年ほど多くの回数が開かれるということはないと了解しておりますが、さっき4、5回と局長はおっしゃいましたけれども、それで済むかなという懸念はともかく、10何回もなるということはないだろうということを期待しておきたいと思います。

何かご意見はございませんでしょうか。

ワーキンググループというのは、ほかの人に臨時にお願いして置くことができるという意味ですね。

飯島課長 そういうこともあり得るものと考えます。

竹内座長 この委員の方にも入っていただいて結構ですが、そういうことが可能であるということのようです。

大橋委員 今の局長の話とも関連するんですけども、何かこの懇談会の最終的なアウトプ

ット、こういうものを出すんだということも、この運営要領が何かに少し書いておいたらどうでしょうかね。それは想定していないのですか。

竹内座長 つまり、昨年ほどきちんとした形での会としての報告書は作らなくてもいいだろうということだと思のですが、一方で、言いつ放しで何もまとまらないというのは宜しくないと、思います、どうしたものでしょうか。

飯島課長 幾つか、この懇談会の検討事項もございますので、それぞれについて議論していただいた結果を何らかの形で取りまとめるということはあると思います。特に2つ目に検証・評価ということもございますので、今度はそういった観点のご意見もいただいて取りまとめることは想定しておりますけれども、先ほど局長からも話がありましたように、最終的な報告書のような形のもので作るということは必ずしも想定していないという状況でございます。

竹内座長 私の理解が正しいかどうかわかりませんが、私の理解によれば、昨年の研究会はまだこの民間開放の問題が始まったばかりで、これからどういうことをどのような方向でやるかということについての一般的な方針とか、そういうことを色々と議論したわけですから、それをまとめる必要はあったのですが、多分、今回の懇談会は既に進行しつつある民間開放の実際について、それに対応していればある意味ではダイナミックに対応していくことなので、必ずしも全部をまとめて結論を出すのではなくて、そのときの状況、そのときのというのはその場限りという意味じゃありませんけれども、そのときの状況に応じて意見をまとめていくということが必要になるのではないかと思います。前の研究会とはやり方は違ってきますけれども。

舟岡委員 ただし、先ほど飯島課長がおっしゃいましたように、検討事項の2番目のフォローアップに関しては、研究会ではそこまで踏み込んで議論していませんので、これについては何らかの議論の集約が必要だろうと理解しています。

竹内座長 ただ、そのフォローアップというのは実際の進行の検証という意味においてのフォローアップだから、それについてまとめて結論をどこかで出すという形では必ずしもないと思います。

舟岡委員 そうですね。

竹内座長 ですから、そういう意味では少しは進行の仕方が研究会の場合と違ってくるということは、おのずと起こるのではないかと思います。

大橋委員 そこは少し明確にしておいた方がいいと思うのですが、科学技術研究調査の検証・評価というのは、この懇談会として何らかの取りまとめというか、報告というものは作ら

ないということですか。

竹内座長 それとも、そういう形で出しますか。どうですか。

飯島課長 例えば今お話にありました、今年やっております科学技術研究調査、これの今年度最初の民間開放の取組みをやっているわけですけれども、これについての評価という形では、この懇談会の評価の結果というものは取りまとめていただくことはあると思っております。

高橋委員 関連ですけれども、資料2の文を読みますと「検証や評価に関する検討を行うこと」というふうになっております。この懇談会において検証や評価の尺度とかその仕方に関する検討を行うのか、あるいはダイレクトに検証・評価を行うのかというところが私は一番伺いたいところでございます。私は行政評価局の方で政策評価の委員をやっておりまして、実際に検証・評価にかかわっているのですけれども、そんな短期間にできるのかなという疑問を少々持っております。むしろ評価の仕方に関しても尺度を出していくのが、この会の役割なのかどうかということを教えていただきたいということが1点でございます。

それと、何らかのとりまとめという点については、やはり、論点整理か、あるいはもう一歩進んで提言かどちらか、せつかく会合を持ったのであれば、何かしていく方向がよろしいのではないかと思います。

竹内座長 この文書の意味はどうですか。

川崎局長 今ご指摘のありました、尺度を検討するのか、それとも実際に調査結果の検証を実施するのかという点ですが、これは、当然ながら、調査はやっておりますので、その実績について、どのような留意点があるのか、どんな問題があったのか、今後、何をしなければならぬのかという観点から具体的な評価をしていただけたらと思っております。もちろん、そのプロセスの中で、どういう尺度で見るべきか、あるいは、今後、このような尺度が重要だということで、もう少し一般化したような尺度についてもご議論いただければ、ありがたいと思います。具体的な実行事例が今後出る予定ですので、それを見ていただきながら、ご意見をいただければと思っております。

それから、取りまとめのお話ですが、私どもとしてはもちろん提言をまとめていただけるのが、ありがたいと思っておりますが、その点について少し緩やか目という気持ちがありましたので、提言をまとめていただくというところまで必ずしも申し上げていないところです。せつかく先生方におかれてもそのようなお気持ちでいらっしゃるということですので、何がしかのものをまとめていただく方向でお願いします。

竹内座長 ほかに、ご意見はございませんか。

こういうことについては、実際の議事またはその進行に応じて、いろいろ議論いただければよろしいかと思しますので、ご意見がないのであれば、懇談会の運営については資料2のように決めさせていただきたいと思います。

ところで、この文書中では最初に「座長代理を置くことができる」と書いてありますが、私としてはやはり座長代理を置きたいと考えるところです。座長代理は「座長が懇談会の構成員から指名するものとする」ということになっており、座長を補佐していただいて、不在のときにはその職務を代行するというで置くこととされていますので、私からお願いしなければならないんですが、これまでいろいろ環境統計に関して研究しておられ、企業マネジメントにも詳しい知見を持っていらっしゃる吉澤先生にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

竹内座長 ありがとうございます。

それでは、吉澤委員に座長代理をお願いしたいと思いますが、座長代理はこちらにおいていただくということになっているので、どうぞお願いします。

それでは、次の議題に入りますが、議題の第2は「懇談会における検討事項及びスケジュール」でありまして、それについて資料3及び資料4に基づいて事務局からご説明をいただきます。では、お願いします。

柴沼課長補佐 総務課課長補佐の柴沼と申します。

資料3をご覧くださいと思います。それから資料3の後ろに委員に対するもので、各項目を詳しく書いたものを添付してございます。この詳しいものが委員説明用になりますので、そちらに沿ってご説明を申し上げたいと思います。

検討の進め方ということで、先生方に念頭に置いていただきたい検討の視点というのをまず幾つか挙げさせていただいております。まずは、民間開放を行っていくというのは、それによって質が下がってもいいのかという議論がございました。そのために今の民間開放の経緯の中での正確性、信頼性の確保というものが前提であると。それを前提にした上で、民間開放は原則として進めていくという整理になってございます。したがって、この結果精度をいかに確保していくかというのが各調査それぞれの実態に照らして、さらに詳しく見ていくということが非常に重要になってまいります。

具体的には各調査でどういう点を重視しなければいけないのか、例えば回収率だけを見ていては、その調査の質というのは測れない。例えば記入がどのぐらいきちとなされているか。

そういったこともセットで見なければいけないとか、調査ごとにそれぞれ特性がございますので、それを踏まえた専門的な議論というのが必要になってくるかというように考えております。また、実際、調査ごとに利用者、利活用の面でどのぐらいの水準が求められているのか、このあたりもまさに事務的な検討だけでは測りかねるところがございます。先生方のご知見をいただくとともに、また、どのような形で検討を進めていくのか、そのあたりについてもお知恵をいただければというように考えている次第でございます。

2番目の視点といたしましては、当然ながら民間開放の目的は業務の効率化でございます。また、既に直轄で実施している調査につきましては、局の業務の効率化に資するようというところで積極的に進めているわけでございますが、局所管の科学技術研究調査以外の指定統計調査につきましては、すべて地方公共団体の法定受託事務として実施してございます。その法定受託事務につきましては地方公共団体がどのように実施していくかということについて、民でやるか官でやるかといったような大きな事柄につきましては、地方の主体的な判断ということにかかってまいります。

そのため、実際、地方公共団体でやるからには、きちっとそれなりの効率化に資するということが必要でございます。そのためには、地方と事務局の方でいろいろと意見交換をしておりますので、その結果の反映も必要でございますが、どのように民間を使って業務を効率化できるのか、調査ごとに業務の中身に応じて、ここの部分なら民間の知恵を使って非常に効率化を図られるのではないかと。そういったことも議論しながら、方向性を決めていくという必要がございます。

3つ目でございますが、官の側が机上で考えているというだけでは当然いけないわけございまして、民間事業者がきちっと存在して、確実に受託できるということが必要でございます。各調査につきまして民間事業者が判断する上での前提となるような条件、そういったものを今後、さらに詰めてまいり。今、申し上げた1、2のような視点からの検討を進めていけば、そういった材料はそろってくるかというように考えておりますけれども、そういったことをそろえた上で、民間事業者がどうなのかというのがもう一つの視点として重要でございます。

また、昨年の研究会の中で大きな議論となりましたのは、官の統計と同じような統計調査の実施経験のある民間事業者は、現実問題としてそれほどいるわけではないという状況が現実としてございます。そういったしますと、民間に対して少しずつ経験をふやしていく、あるいはこういった研究会の取り組みは非常に大きなものでございますが、民間事業者に対して積極的に情報を提供していくと、どのように今まで統計調査を実施していたのかということも含めて、

いろいろと情報提供していくと。

それから、民間事業者には官庁統計でどれほどの質、正確性というのが求められるのかということも、十分な情報がまだ伝わっていない。そのために、認識が不十分であるという面もあるかと思います。そういった状況に照らしまして、民間事業者側の認識を高めていくと。そういったもろもろのことを通じまして、受託能力のある民間事業者というのを増やしていく。そういう視点も求められるかというように考えております。

それから、最後にその他ということ、視点の中の1に近いかと思いますが、若干分類しにくい視点として書いてございますが、民間事業者に委託する場合、債務不履行といったリスクはやはり存在するわけでございますので、万が一のときにどういったリカバリーができるか。そういった議論もある程度進めていく必要があるかなというように思っております。

次に調査ごとの具体的検討課題ということ、調査ごとということ、挙げておりますけれども、指定統計で今年検討していかなければならないものにつきましては、大きく分けて4類型で、うち科学技術研究調査は既に民間開放を実施しているわけでございますので、それを除きますと3つ、類型が異なるものがあるというようにお考えいただければと思います。

1つ目は、5年周期の大規模調査で20年度に実施するもの。20年度に実施するものは19年度に具体的にどのように民間開放をやるかということを決めていかないと、実際に実施することはできないということになります。20年度のもは住宅・土地統計調査で、これは我が国最大の標本調査という非常に大規模な調査でございます。調査方法につきまして、世帯からの協力が非常に得られにくいといった国勢調査などで見られた状況を踏まえまして、できるだけ世帯の方々からの協力を得られるよう、国勢統計課の方で調査方法について見直しを進めております。

それにつきましても、手探りで進めているような部分もございまして、そういう検討とそれから民間開放の検討と、いわばやや同時並行的に進めていく状況でございます。ただ、当然ながら民間開放するにしても、対象がどういうものかというのがある程度固まっていないと、民間事業者も検討のしようがない、民間開放の検討のしようもないということがございますので、まずはそういう基本的な事項、大枠の部分を固めるということを中心として検討を進めていく必要があるというのが、他に比べた大きな特徴でございます。

それに付随しまして補足いたしますと、そのために本年7月に試験調査というのを実施いたしまして、その調査方法のテストをしております。その一環といたしまして川崎市の協力をいただきまして、規模は小さいのですが、200の住戸・世帯を対象に民間委託方式で調査を実施

することとしております。それによりまして世帯の反応ですとか、調査の方法の中でどのような課題が出てくるか、そういったことも検討してまいりたいというように考えてございます。それから、当然ながらほかと同じようにどのような質、コストといったものを民間開放の前提として検討していく。また、このような調査方法の変更を進めている中で、どこの部分であれば実際に業務の効率化が進むのか、そういったこともまさに手探りで進めている状況でございます。そのあたりにつきましても議論してまいりたいというように考えてございます。

次に、毎年実施している調査でございますが、毎年実施している中に四半期に調査を実施するものと、毎月調査を実施しているものと2つございます。四半期の方は個人企業経済調査というものでございます。この四半期と毎月では、かなり求められる水準や期限等の厳しさというのは差がございまして、毎月の方は閣議に報告する、また、調査実施とそれから公表までが非常にタイトでございまして遅れも許されない、また、やり直しとか、そういった失敗も許されない程度が非常に高い。何かあったときに、後からカバーするというこの期間が極めて限られているということで、この性質の違いというのは大きいというように考えてございます。

そこでこの2つ目の四半期の個人企業経済調査につきましては、昨年度、試験調査を実施し、相当に詳細に検討を進めてございます。その結果がかなり利用できるということで、質や民間事業者の意見等も昨年の研究会報告の中で出てきたものが利用可能と思っております。そういったものを踏まえまして、都道府県単位で民間開放を実施するにはどのような課題があるか、そういったことについてもさらに実務的な検討を進めたいというように考えておりまして、その結果につきましては比較的早い段階で先生方にご報告し、ご議論いただくというようにイメージしているところでございます。

3つ目は、毎月の方につきましては、今申し上げたような非常に厳しい特性がある。そういったものにつきましても、どのぐらいの質やコストが求められるかといった検討につきましても、慎重に行う必要がございます。特に利活用者からの意見、この面については聞く必要が他の調査に比べても非常に高いというように考えてございます。また、個人企業経済調査でも試験調査を実施した業者の中には、正直、十分でなかったところもございました。そういった実施状況にかんがみますと、やはり検討を進めてまいりますと求められるような質、水準に達するような結果を出すというのは、今の民間事業者の現状ではかなり厳しいという結果になることもある程度想定されるのかなというように考えております。

そういったした場合でも、全く民間開放をやらないということではなくて、照会対応の業務ですとか、少し幅広目に考えて民間事業者を使える業務というのはないのかどうか、そうい

ったことを地方の意見を聞きながら、または先生方のアイデア等もいただきながら、いろいろと検討を進めてまいりたいというように考えてございます。

なお、科学技術研究調査については、先ほど来議論になっているとおりでございます。既に実施しておりますので、その検証・評価というのをいかにやっていくか。また、その結果を踏まえて20年にどう改善していくかというのが大きな課題です。

最後に、これらに比べまして少し分類しにくかったものをその他ということでまとめてございます。まず、2つ、指定統計ではないのですが、かなり重要な統計でございます承認統計として実施しておりますものが1本、それから創設に向けて今準備中というものが1本、これが最初の(1)と(2)に挙がっているものでございまして、1つはサービス産業動向調査、これはいわゆる骨太の方針等に基づきまして、今、統計行政の重要課題としてサービス分野の統計の充実・強化というものに向けて準備を進めているものでございます。これにつきましては20年7月から創設予定にしております。民間事業によって調査を実施するという方針は既に固めてございまして、その中でいかに質の高い調査を実施できるかについて頭を悩ませているというところでございます。その結果につきましては11月末までに具体的な方向の結論を出すということにしております。そのころの懇談会に報告できるのではないかと考えている次第でございます。

次に、家計消費状況調査、これはもう既に民間によって実施しております。実は各省庁を見渡しましても、民間事業者によってこの規模の重要統計を行っているのはほかにないのではないかとと思いますが、民間事業者を使っているものとしては非常に規模の大きなものでございます。その実施状況等につきましても昨年の研究会で報告させていただきましたが、その際、いろいろとご指摘をいただきましたので、現在、それを踏まえた調査の改善に向けた検討を進めているところでございます。これにつきましても検討状況を報告できればというように考えてございます。

それから、就業構造基本調査については、先ほどあいさつ等で言及がございました。指定統計調査で地方を通じて実施しているものの民間開放の初のものでございます。これにつきましては、現在、福井県越前市が取り組んでおりますので、統計局としてもその取り組みを支援しながら、今後に向けてどのような課題が出てくるかというのを探っているところでございます。

その他の調査につきましては、21年以降のものでございます。これについては年明け以降に議論になってくるのかなというイメージでございまして、そういったものがあるということでございます。

最後ですが、この懇談会で主にご議論いただくのはこういった調査をどうするかという部分を想定しておりますが、ご議論いただく際に、統計センターという集計・製表部分の工程になっている部分、そちらとの整合性といったものも場合によっては議論する可能性がある、考える必要があるかもしれませんが、その際には統計センター組織業務を見直していることで、今、別途、政策評価独立行政法人評価委員会等の審議をいただいております。そちらとの整合性といったことも実は踏まえる必要があるということで、留意点として挙げさせていただいております。

資料3の関係につきましては以上でございます。

飯島課長 引き続き資料4も説明させていただきます。

資料4は今後の検討スケジュールをまとめてございますけれども、委員説明用の横型の検討スケジュールの想定もあわせてご覧いただきたいと思います。

検討スケジュールですが、今日は第1回目ということで検討の進め方、スケジュール等についてご議論いただくということ。

それで、第2回を7月中下旬に想定しております、ここでは今話が出た中で少し比較的早い段階で検討させていただきたいということで、個人企業経済調査、これについての取り組みの方向、横型の上から2段目のところがございますが、民間開放の具体的方法の検討、随時、地方からの意見も聞きながら検討していくと、あるいは求められる質、コスト等の検討と、こういったものを事務局の方でも準備をした上で、第2回の懇談会でご議論させていただきたいと思っております。

もう一つは経常3調査に係る検討の進め方ということで、これはどういう形で検討をしていくかということ、例えば利用者からあるいは民間事業者からの意見聴取を行うといったものを含めて検討の進め方についてご議論させていただきたいということです。それまでの間に周辺業務を含む幅広い民間開放方策について、何が民間事業者に出せるのかということも検討していく必要があるかと考えておりますので、そういったものも議論の材料として用意していきたいと思っております。

それから第3回ですが、これは9月上中旬に予定しております、主に住宅・土地統計調査と経常3調査に係る取り組みについてご議論いただければと思います。住宅・土地統計調査につきましては調査方法自体の今再検討というのをしておりますので、そういった基本的な事項の検討の状況も踏まえながら、この懇談会の方にも議論の材料を提供してまいりたいと思っております。それから経常3調査につきましては、第2回のときに検討の進め方をご議論いただきま

して、その方法を踏襲しつつ、第3回の懇談会に向けて検討の材料を準備してまいりたいと思います。

それから第4回でございますが、各調査に係る取り組み方法について議論を集約・整理というところで、それぞれの調査についての方向性をそこである程度出していただけるような準備をした上で、懇談会を開催できればと思っております。先ほどサービス産業動向調査のところでは11月末までにと書いてございますが、それ以外のものにつきましても、できるだけ年内に方向性はまとめていきたいと思っており、第4回の際にそのあたりの集約・整理ができればと思っております。

また、このほか必要に応じてヒアリング等も出てまいる可能性もございますので、ワーキンググループの開催というのも検討していきたいと思っております。また、20年以降の審議事項は今後、お諮りしていきたいと思っております。

あわせて、お手元に参考資料1から12までお配りしてございます。これについて簡単に触れさせていただきますが、会議次第のところ参考資料のタイトルだけ一覧にさせていただきますけれども、参考の1から6までは前回の研究会の議論の際にも提示をさせていただいたもので、ここでは省略させていただきます。

参考の7ですが、これは政府全体の統計調査の民間委託についてのガイドラインということで、政策統計基準担当の政策統括官室で各省の意見を踏まえてとりまとめたものでございます。従来からガイドラインはございましたけれども、今回、指定統計も対象に入れた形で今年5月末に改定が行われたものです。

それから参考の8ですが、これは統計局におきましてやはり5月末に、今後の民間開放に向けた取り組みについてということでとりまとめて公表したものでございます。先ほどの資料3とほぼ同じように当面の主な検討課題、各調査カテゴリー別に留意点と検討課題をまとめたものでございます。参考8の4ページのところに今後のスケジュールということで載せてございますけれども、今年の12月までにこの検討対象になっております調査についての取り組み措置の方向を整理したいということです。

それから、個別の調査についての参考資料ということで、住宅・土地統計調査の試験調査の関係資料、これが参考の9。参考の10としてはサービス産業動向調査の関係の資料、参考の11は就業構造基本調査等の今年度の取り組みの状況、取り組みの経緯と現在の状況をまとめたもの、それから参考の12ですが、これは今民間開放を今年実施しておりますけれども、科学技術研究調査、これの実施に関する実績評価について、このような観点で今後行っていくという

ことでまとめた資料でございます。

以上、長くなりましたが、資料の説明とさせていただきます。

竹内座長 どうもありがとうございました。

それで、いろいろご意見をいただきたいのですが、今度新しくお入りになった方に申しわけないのですけれども、一般的なポイントのお話というのは一番初めの視点というのがあるわけですが、それを一般的に議論していただいていると議論が進まないのではないかと思います。実は既にいろいろな調査が進行しつつあって、その進行の段階がいろいろ違うわけです。科学技術研究調査は、ほとんど完全に民間開放すべき部分は民間開放で進行しておりますし、個人企業経済調査は、昨年、試験調査を実施して、その結果がある程度あるわけです。それに対して今年度から全く新しく始まる、住宅・土地統計調査とか、就業構造基本調査については一部変わったとか、進行段階が違ってしますので、ご議論は具体的な調査に即して、それぞれのテーマごとにやっていただくということにした方がいいのではないかと思います。スケジュールとしてはそういうようにやっていきたいと思いますが、今回は第1回ですので、もう少し一般的なことについても結構ですので、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。

むしろ今回からお入りいただいた方に伺った方がいいかもしれないので、吉澤さんからお願いいたします。

吉澤委員 前回の報告書を大体読ませていただいて、まだ完全には理解していないかもしれませんが、いろいろ問題を大変よく検討され、今後検討すべき課題がよく整理されていると思いました。それをここは引き継いで議論するということですが、今後の課題として2点に絞って発言します。

第1点は、この検討の視点の中で統計の正確性・信頼性等の確保が前提とか当然の要請として、しばしば書かれていますが、これが実際に保たれているかどうかをどう評価しようかと考えると、そもそも民間開放した相手先にどういう要求を出したかという要求事項が明確になっていないと、本来は評価がきちんとできないということです。それは今回の資料には基準条件というような言葉で出てきますけれども、基準条件というのは中身が実際は難しいし、あいまいなところもありそうです。この正確性・信頼性ということに関連しての要求事項あるいは基準条件の提示内容や表現をいかにするか、あるいは、その結果をどう評価するかの方法論については、今まである程度の検討があつてと思いますが、その資料があれば見せていただき、勉強させていただきたいということが第1点です。

この辺のことについては、統計の品質と統計機関の品質とは違うので、信頼性といっても統

計の信頼性と統計機関の信頼性との違いがあって、その評価の仕方もまた違ってくると思います。EUの統計の中では、最近は品質議論がかなりありまして、この5～6年盛んに行われてきて、その中に例えば標準品質報告書とか、自己評価のプログラム、あるいはDESAP(デサップ)といわれるようなプロジェクトがあります。統計センターが翻訳して技術資料として出していますけれども、そういう形で統計調査やその結果の品質を評価するあるいは自己評価するというような努力がないと、信頼性などの品質は測れないのかなとも思っています。この辺が今までどう議論されてきたか、知りたいというのも1つです。

第2点は、この検討の中で、民間事業者に確実に委託できるかどうかというところでは、民間事業者の経営の良さ、特に調査に関する能力と力量は、どうきちんと見るかという見方について、今まで基準条件を出してはいるのですけれども、それで十分かどうかというのはよくわからないのではないかと、ということです。場合によってはやはり、民間事業者の力量を何か認証するようなことが必要かなとも思っています。そういうことを含めて、これまでその基準条件というのはどんな表現であったか、具体的にもう少し見ないと私もよくわからないところです。また、業者の力量や経営の質の保証なども一つ課題と思います。とりあえず、その2点です。

竹内座長 お答えになられるところはお願いします。

飯島課長 まず、品質の評価ですけれども、なかなか難しいものではあるのですが、これまでの議論では仕様書、基準条件のところはどういったものを載せるかということで、例えば回収率をどのくらいに目標を設定するかとか、あるいは単に回収率だけでなく、実際の記入の状況、未記入のところあるいは記入誤りがどれだけあるかとか、そういったものの数字を見ていくというようなことが一つの指標としては考えられるのではないかと、ということで、いろいろ議論されたと思っております。また、これに関連して今回、科学技術研究調査を実際に民間事業者に開放して入札をしたわけですが、この際の条件としてもある程度の回収率等について条件を提示しております。

また、民間事業者の能力、力量、こちらも評価するのは非常に難しいものだと思いますけれども、前回の研究会ではやはり経験、実際の調査の類似のもので調査員による調査実施の経験の有無というのがかなり大きいというようなご指摘もいただいております、例えば入札をする際の条件として過去に類似の調査の経験を持っているかどうか、そういったものも必要ではないかというような議論がされております。また、科学技術研究調査の入札の際、総合評価方式ということで幾つかの観点で評点をつけていただきまして、その上で民間事業者を決定した

というような形をとっております。

2つとも非常に難しいテーマだと思いますけれども、今までの議論ではそういったようなものが指標等で提示されておまして、この辺の参考資料につきましては、新しい委員の方には後ほどお手元にいくようにしたいと思います。

竹内座長 初めのいわゆる質の話ですけれども、原則としては今行われている質は維持することということが条件だと思います。それ以上の質を求めることができないかどうかは疑問でありまして、現在行われていることが本当に理想的かどうかという問題はあるわけです。一応質を下げないということが大前提だと思います。ただ、それぞれの統計調査の質について、どの程度の質が事実上、現実に確保されているかということは、必ずしもよくわかっていない面もありますので、むしろ、そういう検証もしながら、民間開放に際してもいろいろ基準を決めていく必要があるだろうと、私は思っています。少なくとも現在行われている例えば回収率とか回答率とかは確保する必要があるということが前提で、そういう数値をまず求めることが必要だと思います。

それから、能力のある民間事業者ということについていいますと、やはりまだ十分育っていないというのが本当で、私は前の研究会では能力のある民間事業者を育成することという言葉を入れたかったのですが、現実にはもう少し経験を民間事業者も積んでもらって、官庁統計の調査を実施するときのいろいろ質とかやり方についての基本的なことを十分理解していただくということは、必要だろうと思うのです。

試験調査の中でよくわかってやっていただいたことがあるのですが、余りわからずに、その点をよくわからずにやって、別に悪意ではないですけれども、やはり少し問題が起こったことがいろいろありますので、その点は今後の民間事業者を選別するというだけではなくて、そういう民間事業者が十分育つように、情報を十分民間事に知らせて、交流を図っていくことが必要ではないかと感じております。やはりこういうテーマは具体的な調査の民間開放と並行して議論していかないと、抽象的に議論しても仕方がないと思っています。

どうぞ、今泉さんから何かありますか。

今泉委員 個別の論点につきましてはまだ追いつかないところもありますが、今回、委員就任に際して、事前に頂いた資料を熟読しました。大変に複雑な連立方程式とでも言いか、国のメリット、すなわち国の財政にかんがみでのメリット、それから国から委託を受けている地方自治体もしくは民間開放を行う当事者である地方自治体のメリットやインセンティブ、さらには実際に参入する民間事業者の利益やプレミアム的なコーポレートブランドの向上、そ

うといったいわゆる供給側のメリットが全部成り立った上で、従来以上に良質かつコストの安い公共サービスを提供し利用者のニーズを満たすという限りなく難しい方程式だと思います。本当に答えがあるのか、そもそも疑問があったわけです。

個人的な見解として、民間開放については、90年代からずっと言われている規制緩和の流れの中で、どんどん進めるべきだと個人的には思っていたのですが、通常の民間開放のイメージというのは、例えば車検制度であったりとか情報通信であったりとか、ハローワークなどは、官が抱えているけれども、一方で十分に民間の市場や業者があって、それでも行き渡らなかつたところに穴があげられたというのがこれまでの民間開放です。ところが、今回は民間の方が育っていない、もしくは官と匹敵するほどの規模のマーケットなり、供給者がいないという中で民間開放であって、そもそも全く同じ民間開放という言葉では語れない世界だと思います。したがって、かなり慎重な議論が必要だと感じております。

そうはいつてもその中で進めていくわけですが、公共サービス改革法の趣旨にもあるとおり、民間事業者の創意と工夫が生まれるためには、結局は複数の企業による競争が必要なわけで、それではなければ競争原理が働かないということですから、やはり、先ほど来お話が出ているように、中期的に参入企業がいかに出てくるかということが特にポイントになると思います。

ただ、民間事業者の立場で考えたときに、試験調査を受託した5事業者の細かい回答などを見ていてもそうですが、どうやって調査員の方々を確保するかという点がポイントになってくる。調査員をどれだけ抱えていくかということがイコール事業者にとってのコストとなります。売り上げは予算という形になるでしょうからそこは決められないにしても、いかにコストを抑えながら、数多く良質な調査員を確保できるかということになると、ここは前回の報告書の最後の論点でもありましたけれども、結局、これまで地方が抱えてきたベテランの登録調査員の方々とそのノウハウをどのようにしてこの民間開放のスキームに活かしていくかというところの議論がやはり一つの行き着き先かなとっております。そこは今回の個別調査の分析を行っていくのと並行して、中長期の環境整備としてイの一番に必要な話だと理解しておりますので、そこをぜひ何らかの形で議論することが必要ではないかと思っております。

それから、先ほどご説明がございましたけれども、地方自治体や民間事業者のニーズ、メリットを吸い上げていくというそのやり方につきましては、これは質問になりますけれども、去年はこの会合の場で2、3回ヒアリングをなさっていらっしゃるようですが、これも事務局が個別にやっていくのでしょうか。一番ポイントになる事業者と地方の声を吸い上げるやり方としてはどういう形になるのでしょうか。

飯島課長 懇談会の先生の皆さんも大変お忙しい方が多いと思いますので、すべてこの懇談会でヒアリングというよりは、事務局の方で、あるいは、場合によってはワーキンググループの活用というのもあるかもしれませんが、この懇談会とは別の形でそういった意見を吸い上げ、改めて懇談会に報告をさせていただき、そのような形を想定しております。

竹内座長 少し補足しますと、つまり、この懇談会、正式な懇談会の場で事業者の方に来ていただいてヒアリングするというのも、やればやった方がいいと思いますが、それもなかなか難しければ事務局でヒアリングをしていただいて、ただ、そのときにご都合のつく委員の方には、そこに加わっていただくということにさせていただくのもよろしいかなと思います。あるいは、ワーキンググループをつくって、そこに委員の一部の方に加わっていただいて、ワーキンググループとしてヒアリングするというのもいいと思うのですが、やはりヒアリングは事務局だけがやって、その結果だけをここで伺うということではなく、委員の方にもなるべく参加していただくという形でやった方がいいのではないかと思います。また、去年もそのようなことをやりましたし、実際にこの場に来ていただいたこともあります。

それから、今泉さんが連立方程式が難しいとおっしゃいましたけれども、多分、さっきの連立方程式を現実につくったら、恐らく解はないというのが正しい答えだと思うんですね。ですから、その場合に何が一番重要な基準かという、やはり信頼性の確保というのが最重点であって、それで、むしろ私としてはそこでコストの削減ということを初めから出したら、恐らく壊滅的なことになると思っていますので、やはり財務当局にはその辺を理解していただきたいものです。民間開放によってコストを下げろという条件を出してやられては困るんですね。

昨年、実際に一部民間開放で試験的にやったときに、事業者の方がみんな赤字であったと言われましたけれども、それは本当であったと私も理解します。ただ、事業者としては試しにそういうことをやってみて、今後に備えようということだったので、それはそれでやっていただいても結構だったんですけども、やはり、現在の予算でなかなか事業者が利益を上げて調査するというのは難しいので、したがって、コスト削減ということは今は言わないというのが私の感じで、何といたっても信頼性確保が一番大事だということで、方程式をつくるということには、そういう考え方でやらせていただいているんじゃないかというふうに思っています。

高橋委員 素朴にお伺いしたいんですが、研究会そもそもの方向性というのは業務の効率化というのが一番先に挙げられたと思うんですね。今、先生のお話で正確、信頼性がすごく大事だということですけども、そもそも何で民間開放なのかなという大変素朴な疑問があります。これは民間事業者がやりたいといってかなり手を挙げているのか、挙げてみてくださいという

話なのか、そもそも、そのところがはっきりしないと、何かこの議論は気持ちが悪いなというふうに思っているんですけども、いかがでしょうか。

竹内座長 率直に申し上げれば、これは閣議で決まったことだからというのがまず大前提だと、私は思います。

もう一つは、実は民間開放ではないけれども、少なくとも民間委託はせざるを得ないということもあるんですね。例えば今行われている家計消費状況調査ですが、これは民間委託でやっているんですけども、既に前からそれでっています。新しい調査を現在の状況で都道府県に委託することは、都道府県側の事情からしてもできないということがあつた。それから、多分、サービス業動態統計も、今はごく試験的ないわゆる現在の承認統計でやっていますけれども、もっと本格的な調査になったときも、一部は民間委託をどうしてもせざるを得ない状況だということがあると思いますので、それに対応して考えておかないと本当にどうしようもなくなつてから、その場限りで民間委託をやるのは非常に危険ですから、民間委託の一般的な方向性というのは決めておく必要があるだろうということです。

そのときに、できたら少しずつ、そういう状況を通じて、民間にも信頼できる事業者が育つていくという状況を作っておかないといけません。やはり、事業者が育つかどうかは、それだけの注文があるかによるわけですから、そういう資料もちゃんと示しておかないと、いきなり業者にやってくださいと言っても、十分信頼できる事業者が出てこないということになると思ふんです。

そういうわけで、閣議で決まったからということだけでなく、やはり必要だろうと思います。ただ、さっき今泉さんがご指摘になつたように、本来、そこはうま味のあるマーケットがあるところだから、官が独占しているのはけしからん、だから、開放してくれたら喜んで行つよというような業者がたくさんいるような分野でないことは確かだと思いますので、そこは十分慎重に考えていかなければならないと私は思っています。

大橋委員 たまたま市場化テストを規制改革会議でやっていたときに関係していたものから、そのときの経緯は竹内先生のご説明に尽きているんですが、一つだけ言っておけば、私の記憶も薄れましたが、市場化テストの公募について、90 ぐらいの分野の業種について市場化テストの対象になるだろうということで挙げた中に、この統計調査も入っていたものですが、なぜ入っていたかということ、統計調査について市場化テストをするときに、手を挙げる民間業者がいるのかどうかということで、あらかじめ幾つかの業者にサウンドしたんですね。やりたいという民間事業者がいる業種に限って市場化テストの対象にしようじゃないかという

ふるい分けをしたということです。高橋先生がおっしゃったように、もともと市場化テストについて、統計調査についての市場化テストをやりたいというような事業者はいないんじゃないか、それを何とか閣議決定か何かで強制的にやったということでは必ずしもないと思うんです。そして現に実際に民間開放をやってみて、幾つかの事業者が手を挙げてきているわけですから、ニーズがないわけではないと申し上げておきたいと思います。

竹内座長 大橋さんのおっしゃることに反対するわけではないんですが、ただ、事業者の中には国の統計調査の難しさというか、問題性を必ずしも十分認識せずにやれると思っている事業者がないわけではなさそうだというのは実際にやってみた結果でもあります。むしろ、ちゃんと経験があり統計調査というものの難しさをよくわかっている事業者はかなり慎重だという面もあります。ですから、そういう意味ではむしろ事業者の選別というんでしょうか、入札に当たって十分信頼できる事業者を選ぶ手続というのは、かなり重要だと去年の経験によっても感じたところはありますね。本当にやりたいところがないわけではもちろんないですし、あると思いますけれども、すぐ手を挙げたところに、そのまま任せてしまうわけにはいかないと、というのが現在の業界の実情ではないというふうに思っています。

高橋委員 改めてつけ加えさせてください。やはり正確性、信頼性が大事だということになりますと、そういうテストをしたものを評価していくというときに、利用者から見てどうなのかということと、調査対象となった人から見てどうだったのかということに関しての何らかのアンケート調査とか、ヒアリングとかも必要になってくると思いますけれども、そういう視点は今まで入っていたのでしょうか。

竹内座長 調査された側の方の視点については、試験調査の中でアンケート調査をやって民間の方がいいか、官の方がいいか、民間でやったときにどうだというようなことを調べました。民間でもきちんとやる限りは余り問題がなさそうだというのが一般的な感じでした。「きちんと」という意味はどこが主体であるかをはっきりさせてというようなことですね。

高橋委員 主体がはっきりして民間の事業者がやっていますということを事前に知らせて調査をしたものに関して、後でそれに関しての聞き取りをしているということですね。

竹内座長 そういうことです。

高橋委員 あとは利用者から見て、国の調査がそういう形で行われていることに関して信頼性をどう思うかとか、そういう意識調査とかはいかがでしょう。

竹内座長 それはまだ本格的に全面的にやったことはなく、まだ利用者の方から伺っていないですから、むしろ、この場でそういうことをおっしゃっていただいた方がありがたいんです

が。

高橋委員　そういう視点はすごく大切だと私は思います。

舟岡委員　先の研究会では、科学技術研究調査と個人企業経済調査について民間開放を実施するという課題が具体的に示されていて、期限付きで検討せざるを得ないということでした。いかなる民間業者が存在して、信頼できる調査が可能かどうかを検討し、その結果、現状では民間業者に委託するとしても部分的に実施するほかないことがわかりました。民間業者に開放するとしても、それは極めて限られた部分でしかなく、ほとんどが従来どおり、都道府県、市町村を通した調査に多く依存せざるを得ない。

したがって、今泉委員がおっしゃったことと関連しますが、国の統計調査を支えてきた登録調査員並びにこれを指導し、組織している協議会等が民間開放に対してどういう意識を持っているかについて理解することが必要と考えられます。要するに、民間開放を一部にせよ実行することによって、国の統計調査に対して協議会と登録調査員の意識にどのような影響を及ぼすのか、今後もこれまでの協力関係を維持できるのかどうかは検討すべき重要な論点です。将来的には民間開放と都道府県、市町村経由の調査が両立し得るかという問題とも絡むと思います。一旦登録調査員制度が崩壊したら、あっという間にすごいスピードで崩壊して、都道府県、市町村経由の調査は実施できなくなるだろうと私は予想しています。

そうなったときに、有力な民間企業に高いコストで、そして信頼性は多少犠牲にしてもお願いせざるを得ないという状況が一番困るわけです。少し中長期的な観点で言いますと、国の調査を実際に担っている組織について、どういう状況にあるのかをヒアリングしておいた方が良いのではないかと。これを統計局が単独で実行できるのか、政策統括官室まで巻き込んで行う必要があるのか、私には何ともわかりませんが、そういう取り組みが必要だろうと思います。

そのほかに具体的な統計調査について言いますと、今回、サービス産業動向調査を民間に委託して実施する予定となっています。これは1年ぐらいの期間で早急に検討しなければいけないと思いますが、検討するに際してはこれまでとは違った視点が必要です。これまで個人企業経済調査とか科学技術研究調査については、集計された調査結果をいち早く知っても、それによって特別の利益を得るといったことはないかもしれませんが、サービス産業動向調査の結果を早目に知ることによって利得を図ることが可能です。それに加えて、客体と調査者の間で何らかの利害関係があるときに信頼性がちゃんと維持できるのか。これらの点については、これまでとは違った視点での検討が必要であろうという気はいたします。

竹内座長　登録調査員の問題は、登録調査員の方々の組織とか、あるいはそういう都道府県

の問題、統計課が組織している部分などはぜひ民間委託をしたときも、有効に民間側にも利用してもらえそうな組織にしておく必要があると思うんですが、まだ、そういう人たちの事情がどうなのか、よくわかっていないところもあるので、そこは十分コミュニケーションを図っていく必要があると思うんですね。ですから、どういう形でコミュニケーションを図っていったらよいか。

舟岡委員 それほど簡単でしょうかね。例えば民間開放となって民間から調査業務を受けたときに、従来よりも報酬が少なくなることは大いに予想されるのですが、それで、円滑に移行できるのでしょうか。

竹内座長 だからそれは、円滑に移行じゃなくて、とりあえず何が起こるかについてももう少し情報を流す必要があるんです。

舟岡委員 そうだと思います。就業構造基本調査を越前市で実施しますが、越前市以外でも近隣のどこかの地域が同調査の対象となつたとしますと、自由競争の観点で、それら2つの地域で調査員の報酬が違うでしょうが、それをどう考えるべきか。調査員の報酬まで指示して民間委託するのは、効率化を目指す上では適当でないと思いますし、いろいろ検討すべき課題はあるだろうと思います。

竹内座長 おっしゃるとおりで、例えば報酬の支払い方だっているいろいろなやり方もあるわけですが、例えばほぼ固定額にしてしまうのか、あるいは回数に比例して払うとか、いろんな問題がありますが、それなりにそれぞれの企業でやってもらえばいいわけですから、そこは決められないわけですが、同時に実際に余りに待遇が下がったら問題が起こるだろうということがあると思います。そういう意味で、むしろ調査員として働く方の組織を何か作り、また、そこで一定の資格認定みたいなことをするような制度とかが必要だと思います。それで、資格のある人を調査員として確保している事業者を入札の際にも考慮するというようなことは、だんだんやっていく必要があるのだろうと私は思うのですが、ただ、この場でそういう制度を作れということが言えるのかと、私は考えてしまいます。その辺はどうしたらいいんですかね。

舟岡委員 統計局がそこに乗っかっていることは確かですね。

竹内座長 今まではね。

大橋委員 よろしいですか。今、今泉先生と舟岡先生がおっしゃった話に関連しているんですが、登録調査員の活用ということで、つまり受託事業者が事業を行うに当たって、やはり一番大事なのは優秀な調査員をいかに確保するかということなんだろうと思いますし、このことについては前の研究会でもある意味では引き続き検討する課題として残った問題だったと思う

んですね。

たまたま、私もある人に聞いたら、現に登録している調査員の方が、民間委託が統計調査の分野で進んできている中で、自分たちの身分とか手当というのがどうなるんだろうと、非常に不安に思っているというような情報が少し入ってきてまして、そういうことであるならば、また、確かに民間委託を受けた事業というものがうまくいくためには、結局は優秀な調査員というのが確保が必要だということは繰り返すまでもなく重要なことなので、そういう問題について、ぜひ、この懇談会の場で検討したらいいかと思います。

ある意味では、この懇談会というのは先ほど竹内先生がおっしゃったように、個別の統計調査ごとに、それについての何らかの民間開放のあり方について検討するということだということだけれども、個別の民間開放をうまくやるためにも、ある意味での一般的、共通的な問題である登録調査員の有効活用がどうあるべきかということも、ここで検討することが不可欠だろうと私は思います。ぜひ、検討課題の一つとして今申し上げたような問題もつけ加えていただければと思います。

竹内座長 その点、どうでしょうかね。

川崎局長 大変重要なお議論をいただいていると思います。私がすぐ全て結論を出せることわかりませんが、できるだけ、こういう場にそのような登録調査員の方々の思いや意識をお伝えするように、我々としても努力していきたいと思います。やはり、黙っていても統計が作られるのであろうというぐらい、ある意味統計を信頼して下さっていたところがあるのだと思うのですが、それを支えていたのが実は、そういう、余り声を挙げられない登録調査員の方々であったと思います。現在もそうですが、それがまさに今、曲がり角に立っていて、特に指定統計のような大事な部分でそういうことがあります。今まではいわば調査員の誇りと使命感もっていたところがあると思うんですね。そこを民間との競争ということで、身分、手当の問題はもちろんありますけれども、自分たちの役目というのは何だったのだろうかというふうに、いわば気持ちの上でも整理がつかない方も出始めているのではないかということは、私自身も危惧しているところです。それは単なる危惧なのか、実態としてもそうなのかというのは、登録調査員の方々というのはなかなかアプローチの仕方が難しいところがあるとは思いますが、少し私どもも政策統括官室の方とも相談しながら、何か、どうやっていったら、より意見が吸い上げやすいかぜひ考えてみたいと思います。

それから、これは本来であれば、例えばこういう案はどうですか、ああいう案はどうですかと示しながら議論した方がいいのかもしれないんですが、今の段階で私どもとして新しいスキ

ームはこうですという案を示せるわけでもありませんので、とにかく早目にご意見をお聞きするのが大事なのかなというふうに思います。そういう意味で、割と少人数で座談会をするという方法もあるかもしれませんし、あるいはアンケート的なものでやるということもあるかもしれません。そのあたりはこの懇談会の場でのご議論や、あるいは各先生方のご議論に時間に限りがあるようでしたら後ほどでも結構ですから、サジェスチョンをいただきながら、私どもは進めていきたいというふうに思っております。

竹内座長 調査員の問題に関連するようなことについて、実は私はたまたま今回、全国統計協会連合会会長というのも仰せつかりました。全国統計協会連合会というのは各都道府県の統計協会の連合体ということになっているわけで、各都道府県の統計協会というのは、要するにそれぞれの自治体を中心にして登録調査員の方々と結んで、いろいろ統計調査を円滑にしているためにつくられた組織であり、その下にまた登録調査員が会をつくっておられるところもあります。そういうところは言ってみれば純粋な官の組織ではないわけではあります、同時に民の組織でもないものであり、半官半民なところがある組織ではあるんですが、そういうところともある程度通じて、円滑に民間業界との交渉もしていくということもやる必要があるんじゃないかと思っております。そういうこともあり、純粋に役所の系統だけでないところも通じて、ある程度、いろいろ懇談をする必要もあるかと思うところです。そういうところはある意味では非公式な場ということで、もう少しいろいろ考えていただくというのも望ましいのではないかと思います。

土屋委員 2つあるのですが、1つは去年も試験調査に伴って、対象の人に事後調査みたいなものをしましたけれども、今回もやはり民間委託した調査については、そういうものをやるべきだと思います。資料の参考12では、科学技術研究調査ではそういうような事後調査をされるということもあるようですけれども、ほかの住宅・土地統計調査とか、就業構造基本調査についても、できれば対象となった人に対して事後調査といいますか、附帯調査みたいなのをすべきではないのかと思います。

ただ、去年は調査の視点として、今まで国から来ていた調査を民から来たからといってやるか、あるいはやらないかという、そういう視点で調査票をつくったと思うんですけれども、今回はそういう視点ではなくて、やはり質をどう評価するかという視点に立脚すべきであり、そうすると附帯調査というか、意識調査みたいなのをつくるべきでないかなと思います。そうしますと、例えば就業構造基本調査であれば、民間が行ったところの世帯と、市が直接行った世帯と両方やってみて、何か違いがあるのかというようなことを調べることをした方がいいんじ

やないでしょうか。

ただ、それをしますと、例えば就業構造基本調査であれば調査は10月ですよ、そうしますと第4回の懇談会、11月にはやはり間に合わないと思いますし、かといって去年と同じように結果が出たのは報告書ができる頃ということにならないよう、なるべく早目にされた方がいいのではないかとというのが1番目です。

もう1つは、私は余り詳しくないのですが、今まで調査員がやっていた調査方法が恐らく今後1、2年ということはないにしても5年あるいは10年先になれば、大分、今とは様相が変わってくるのではないだろうかということがあります。例えばこの委員用資料、民間開放に向けた検討の進め方についてというものの後ろの方に、説明はなかったと思いますが、資料があって、このようなシステムみたいなものをこれから使うようになってくるということがあり、そうすると民間が入る余地というのが、今までのと比べた場合、これからでは大分違いが出てくるのではないだろうかと思います。

今年、来年についての民間開放に対する検討だけでなく、この懇談会で検討する内容が5年先、10年先もにらんだ検討をしていくということであれば、今後、こういう調査方法が色々変わっていくということも視野に入れて考えていかなければならないのではないだろうかというのが2点目です。

竹内座長 第4回懇談会が11月になっていますけれども、この懇談会は今年度いっぱいか、今年いっぱいか、どちらでしょうか。

飯島課長 事務局としては今年度ということで考えております。

竹内座長 来年3月までありますから、多分、第4回の後に第5回か何かはある。まだ、決まっていないけれども、あるというふうに理解していただいていると思います。

川崎局長 あくまでも一つ大きな目標ですが、12月には公共サービス改革も見直されますので、そのあたりを一つの節目とみなしていただき、そこまでは詰める作業をお願いしたいという気持ちから、12月まで入っております。その後についても当然、また色々なヒアリングの結果などをご報告しながら、ご意見をいただきたいと思っております。

竹内座長 では、そういうことで。

いろいろご意見をいただいて、特に問題ということもないと思うので、第2回以降は資料のスケジュールどおりでやっていただければよろしいかと思います。個人企業経済調査についての検討、それから経常3調査について問題点とか議論とかそういうことを、第2回にやっていただくということでもよろしいと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局の方で何かありますか。どうぞ。

川崎局長 私からよろしいですか。

初回ながらも大変密度の濃い色々なご意見をいただいてありがとうございました。ぜひ、今日いただいたお話の中でも色々な方面でのヒアリングなどは上手にやっていきたいと思いき、その過程で先生方にも、恐らく全員というわけにはいかないと思いきけれども、またご協力をお願いしたいというふうに思いき。また、今日の会議の時間も限られてもおりますので、この後、お気づきのことなどありましたら、ぜひ個別にでも私どもの方に、この点がどうなっているのかをお尋ねいただいたり、あるいは、こういうふうにやったらいいのではないかといいサジェスションなどをいただければありがたいと思いきしております。

私なりの感想を少しこの機会ですから申し上げさせていただきますと、この1年間、確かに研究、検討をしていただいております、かなりの成果があったとは思いますが、やはり世の中の環境は常に変化しているのだなと最近つくづく思うところがございあります。特に私ども統計調査をやっておりますと、関係者間での話ですが、官庁に対する信頼が落ちると調査がものすごくやりにくくなるということがあります。

最近では色んなところで官庁に対する批判、官庁のそもそもの問題が指摘されているのでやむを得ない面はあるのですが、とはいえ調査の現場に行きますと、調査員の方は国の調査ですということで行きますと、世帯の方から、まず、国は随分ひどい問題を抱えていますねというようなこと、調査員の方から見れば自分にそんなことを言われても困るというようなことまで問いかけられるようなこともあるようです。そういう意味で、このような環境といひのは、統計調査に対する協力が落ちやすい時期でもあるので、私ども担当の間では、こういう時期だからこそ統計局といひの組織に対する信頼を高めなければいけなひし、また、調査員の方々にも本当に心得ていただくようにお願ひしなければならなひということをお申しております。

さらに悪いことには、信頼を揺るがすような出来事があちこちで起こっております。世の中が不安になりますと、例えば、役所に成り済まして、お金が返ってきますということではキャッシュマシンの前に行ってこうやればお金が返りますといひって、見事にお金を振り込ませてしまうような者が出てくるということもあるようです。本当に怖いのは調査員が国から来ましたといひって、世帯にお伺ひしても信用してもらえないということではひょうが、いわんや民間企業でございありますと言ったら本当かなとまず疑われてしまうといひることがあり、それに対して私どもは、実は、今度のテストの中でも国から手紙を出して、ちゃんと公印を押した役所の文書でこの調査は本物ですといひているのですが、それも怪しいといひられると、一体、何が本当に信用

されるのかという、真正性を証明するのがいかに難しいかということを感じておりません。

そういう中でも、政府の方針としてこういうものがあります。私どもとしては決して逃げ腰であるとか消極的ということではないのであって、きちんとやらなければと思っております。その中でも大事なことは、やはり、1つは、調査はある程度タイプ分けせざるを得ないのではないかということかと思えます。すべての調査をどれもやるというのは乱暴な面もあり、影響度が低いと思われるものはどんどん進めてもいいのではないかということはあるかもしれませんが、本当にクリティカルなものまでもどこまでができるかというのは、よく今後のヒアリングなどの情報を通じて、またご意見をいただけたらと思っているところです。

それから、同様に業務のステップが色々と分かれるわけですので、すべてのステップの業務を民間に出すというのは、これも先ほど舟岡先生もおっしゃいましたけれども、その情報を先に知ることによって利得があったりするものもございまして、すべてをやるということにはならないようですが、その中でどうやったらいいか、どのパーツを出していくのが適切なのか、そのような観点ももう一つあるのではないかと考えております。

そして、さらには一番大事なのはやはり現場で調査を担ってくださる方々の意識が落ちないように、また、それが民間開放と両立するようにするのはどうやっていったらいいのか、これはまさに今泉先生のおっしゃったような本当に複雑な連立方程式を解いていく作業になるのだらうと思いますので、解いていくためにはその周辺の制約条件が何なのか、また、何を目指さなければいけないのかということも含めて、幅広い観点から情報を集めて、また、この場でご議論いただけるようにやっていきたいと思っております。そこで、今日の議論については、新しい皮切りということではありますが、ぜひご意見をいただきながら、よい検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

竹内座長 それでは、次回の予定はいつになっていますか。

飯島課長 次回の日程につきましては、改めてご連絡、ご相談をさせていただきたいと思っております。

竹内座長 大体どの辺りですか。

飯島課長 7月中下旬ぐらいと考えております。

竹内座長 皆様のご都合をお伺いすることになると思いますから、よろしくお願いいたします。

それでは、いろいろ熱心なご議論をいただきありがとうございました。今日はこれで終わ

りにします。